

第9回 甲賀市自治基本条例策定委員会 会議録（概要）

【日 時】 平成26年2月13日（木） 14時～15時50分

【場 所】 サントピア水口（共同福祉施設）教養文化室

○出席者

策定委員： 11名（委員総数14名）

小林委員、村上委員、寺田委員、安達委員、黄瀬委員、奥野委員、大原委員、田村委員、橋本委員、田中委員、馬場委員

庁内作業チーム：16名（委員総数22人）

柚口委員、奥山委員、橋本委員、藤村委員、廣岡委員、古谷委員、徳田委員、太田委員、林委員、藤田委員、松井委員、田原委員、澤田委員、呉竹委員、中島委員、清水委員

オブザーバー参加：あいこうか市民活動・ボランティアセンター コーディネーター 宮治、大平

事務局：中島、清水、築島、川上

傍聴者：1名

○次 第

1. 開会（市民憲章唱和）
2. 第8回会議録の確認について
3. 各グループの意見を問題群ごとに整理した一覧表について
4. 次回の内容について
5. 閉会

■ 1 開 会

○事務局

皆さん、こんにちは。定刻を少しまわりましたので、第9回甲賀市自治基本条例策定委員会を始めさせていただきます。

開会にあたりまして、市民憲章の唱和をお願いしたいと思いますので、ご起立をお願いいたします。

（市民憲章唱和）

○事務局

ありがとうございました。ご着席ください。

暦のうえでは春ということですが、ここ2、3日寒い日が続いております。皆様、お集まりいただきありがとうございます。よろしく願いいたします。

本日の委員さんの出席の状況ですが、欠席の方を申し上げます。山川委員様が本日

は欠席でございます。奥野委員様は少し遅れられるとうかがっております。三浦委員様と増山委員様は欠席ということはおかがってないのですが、まだお着きいただけないという状況でございます。

それと、庁内作業チームでございますが、信楽地域市民センターの森島、商工政策課の西村、社会福祉課の今井、甲南第二地域市民センターの田嶋、山内地域市民センターの谷、そして公共交通推進室の中尾は申し訳ないのですが欠席をさせていただいております。ということでよろしくお願いをいたします。

それでは、このあとの進行を小林委員長にお願いをいたしまして始めていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○委員長

改めまして、皆さん、こんにちは。ただ今のご挨拶でもありましたが、すでに立春をすぎて暦のうえでは春ということですがけれども、むしろいよいよ寒さが厳しくなってきたような気もいたします。予報では明日はこのあたりも雪のようでありますので、今日の会議はあまり長引かないように、皆さん、早くお家に帰っていただきたいと思っております。

これまで問題群の整理ということで、挙げていただいたものに対して、こういうものを条例に盛り込んではどうかという意見をお出しいただいております。前回は⑭番の人権まで終わりました、いよいよ残すところ今日は、⑮番の教育、⑯番の個人情報、⑰番の国際、そして前文にこんなことが入れられるのではないかと、そこだけということになりました。何とか今日中に、皆さんにご協力をいただいて一通り意見を出していただくことができるのかなと思っております。

また、このあと最後にお話するかもしれませんが、一通り全部皆さんからご意見を出していただきましたら、このあとはいよいよ論点ということになってまいります。今までは皆さんそれぞれの意見を出していただいていたので、思いの強いところや弱いところ、あるいはお互いの意見が相反する部分もそのままになっていたところがあるわけですが、これを一つのものに集約していこうと思うと、次回以降は、特に議論の中心になるような論点について、この会としてはこういう方向で決めていこうじゃないかということをお少し掘り下げてじっくり議論していただくことになろうかと思っております。

また、条例ということでいいますと、いくつかのパーツに分かれてくることになろうかと思っておりますので、全員で議論するとなかなか議論が煮詰まらないこともあることから、次回以降3つぐらいの部会に分かれてパーツで議論を深めて、またそれを持ち寄って全体で議論する、そんな段取りになっていくと思っております。

そういう意味では、今日までやっていた意見を出し尽くすという作業が、今後どういうものを条例に盛り込んでいくかの種と申しますかネタと申しますか、そういう形になっていきます。そういうことで今日は、今まで言い足りなかったところ、

あるいは言い忘れたところも含めて言い尽くして、すっきりして帰っていただければと思っております。限られた時間ではありますけれども、本日も議事進行にご協力よろしくをお願いいたします。

■ 2 第8回会議録の確認について

○委員長

それでは、次第の2項目でございます。前回・第8回会議録の確認という作業になります。あらかじめ皆様のところにお送りしました会議録に目を通していただいて、ここはちょっとおかしいのではないか、この文言はたぶんこれの間違いだらう、といったところがあればおっしゃっていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○委員

会議録8ページの後段にある委員の発言の4行目ですが、「従前から私の地域には宮づくり委員会」とありますけれども、これはひらがなで「みやまち」、それから「宮跡」で、「みやまち宮跡づくり委員会」が正式名称でございますので、ご訂正願いたいと思います。

その下の行に「一方、信楽文書保存会」とありますけれども、これは「一方、紫香楽宮陞保存会」にご訂正願いたいと思います。

その次の行に「1年交替で地域と講演会をやっている」とありますけれども、「1年交替で歴史・文化講演会」とご訂正を願いたいと思います。

それから12ページに「民生委員」とありますけれども、正式名称でいったほうが良いと思いますので、「民生委員児童委員」ということでお願いします。

23ページですが、委員長さんの次の委員の発言の4行目に「今日まで11件の差別事案が発動しております」とありますが、「発生」にご訂正願いたいと思います。「事案が発生しております」としてください。

それから4行下に「人権学習会には1回も参加したことがないという方が非常に多くいらっしゃいます」とありますが、「非常に多くいらっしゃいます」を削除して、「したことがないという方が多いです」にご訂正願いたいと思います。その次も「その回数に比例するということがいわれておりますけれども」とありますが、「人権学習会には1回も参加したことがないという方が多いです。人権学習会等に参加をされている方は人権意識の高揚という形につながっていると思います」という表現に訂正をお願いしたいと思います。

○委員長

ありがとうございました。文言の訂正が若干ありましたのと、最後のところは発言の意味を汲み取りにくいということで文章を修正いただきました。

ほかはよろしいですか。では、特に皆さんのほうからないようでしたら、以上の修

正を加えたうえで、会議録は確定ということでご了承いただけますでしょうか。

— 同意 —

○委員長 ありがとうございます。

■ 3 各グループの意見を問題群ごとに整理した一覧表について

○委員長

それでは、本題に入ってまいりたいと思います。次第の3番目、「各グループの意見を問題群ごとに整理した一覧表について」ということであります。

前回の続きですので、少し前回の部分だけ軽く振り返っておきたいと思います。前回は、⑩番のコミュニティから議論をさせていただきました。コミュニティに関して、自治振興会についてはしっかり明記をしようということでした。それから自治振興会だけではなくてさまざまな団体があるわけですから、さまざまな団体の活動の発信、連携、教育、協働、交流、こういったことを進めていけるようにしようということ、それから、今あまりそういう活動に参加されていない方も含めて、多くの方が参加できるような、参加を促すような仕組みを考えていこうといったご意見をいただきました。

⑪番の行政に関しては、行政というのはまちづくりのプロとしての役割があるのだから、そのうえで市民、民間との役割分担をどうしていくかということがありました。また、行政の進め方として、説明責任、公平性、透明性、あるいは費用対効果、そういったことをきちっと見ていくべきではないかという、こんなご意見がありました。

⑫番の市民活動と協働については、前段と重複するところもあるのですが、協働のルールを明確にしていこうということと、それから新しい公共というものについても考えていこうということがありました。

⑬番の安全・安心については、相互の見守りが大事だろうというご意見、それから行政も市民も地域の状況をきちっと把握したうえで情報を共有して、そして予防と啓発に努めていこうということでした。実際の取り組みとして自主防災の取り組みをきちんと位置づけておこうといった声もありました。

最後、⑭番の人権については、過剰ではない適切なレベルの人権ということを考えていこうというご意見がありました。一方で、まだまだ人権ということが多くの方に知られていないということについて、今、委員から会議録の訂正でご意見がありましたけれど、合併後、11件の差別事案が発生しているということもありますので、市民に広く理解をしてもらうことでこれからまだまだ啓発が必要だろうというご意見もありました。総じていうと、さまざまな立場や意見を尊重していくということが人権ということの基本だろうと、こんなご意見もありました。

前回はそんなお話でしたが、それらを受けて今日は⑮番の教育からが議題となりま

す。教育につきまして、こういうことを条例に盛り込んでいってはどうだろうかというお考えがある方はぜひご発言をいただければと思います。いかがでしょうか。

以前、グループで議論していただいたときに B グループさんから、「子どもにとって魅力があり、住み続けたいと思えるまち」ということを条例に盛り込んでいきたいと、おっしゃっていただいていたと思いますが、これに付け加えて、何か教育に関して条例に盛り込んでいくべきことはございますか。

○委員

子どもにとっての教育の部分もありますが、逆に親の立場として、子育てをしながら働きやすい環境づくりについても大事ではないかと思っています。特に保護者の方が平日の学校行事、あるいは保育所や幼稚園の行事に参加すると、企業活動がかなり影響されるのです。

今、教育委員会が子育てのアンケートを 1, 0 0 0 人ほど無作為抽出により出しておられますが、甲賀市の教育の現状について問いかけをされていると思っています。学校は学校、親は親という、この状態がいいのかどうかということです。一つ例をあげますと、5月はゴールデンウィーク（大型連休）が明けると家庭訪問が始まりますが、製造会社でいえば連休中は生産活動を止めており、連休明けはすぐ盛り返さなければなりませんので、いちばん忙しい時期であります。この忙しい時期に従業員に休まれると会社としては困るわけです。

例えば今年の1月30日に授業参観があったのですが、月末で、製造会社にとっては急ピッチで生産活動を追い上げている時期にもかかわらず、その生産人員の人たちに休まれることは、打撃的な話なのです。もう少し甲賀地域の製造環境を配慮したなかで日程を設定していただければと思います。当然、雇用されている方の多くは甲賀市内在住の方であり、学校区が同じになってきますので、一度に休まれると製造が成り立たないという状態が出てきます。

特に、昼間は子どもさんを預けながら働いている9時～15時のショートパートといわれる方たちを多く雇用している会社にとっては、学校行事との兼ね合い、企業活動の生産面との区分、このすり合わせを教育委員会等関係機関でやっていただくなかで、お互いが共存できる環境づくりが必要ではないかと思っています。

○委員長

そうすると、文言としては「子育てしながら働きやすい」といった言葉になろうかと思いますが、その心としては今おっしゃったように、製造業にお勤めの方がいちばん忙しい時期に学校行事で休まなくてもすむような、そういった地域の、あるいはそれぞれの家庭の実態を見据えた形での学校行事の設定を教育関係者には考えていただきたいと、こういった意味合いがあるのだというご説明でした。

庁内委員の方で、補足とかあれば、よろしいですか。こういう事情があって実は難

しいというのがあれば、おっしゃっていただきたいと思います。

○委員

委員がおっしゃいましたアンケートは確かに実施しております。たぶんもう回収されているかと思いますが。このアンケートは、教育委員会のこども未来課と、健康福祉部のこども応援課の2課で、就学前と小学生というカテゴリーに分けて実施し、3月ぐらいにはある程度甲賀市の状況がわかるので、それからいろいろな市の計画等が進んでいくと聞いています。

○委員長

委員がおっしゃった実態を踏まえてというところでは、今すでにアンケートで実態を踏まえるという努力をさせていただいていますので、意見を集約しながら取り組んでいただくということになると思います。

○委員

教育というどうしても注文の多い分野でございます。学校教育の現場は現有のパワーでは注文に応じきれないといえますか、特に学力向上に関しては大きな課題を背負っておられて大変だと思うのですが、教育の関係でいいますと、やはり郷土の歴史とか現在の地域の課題、そういうものを義務教育のなかで十分に取りあげていただけないかということです。それから住民自治とか民主主義についても初歩的な教育は義務教育でやられなければなかなか身に付かないと思いますので、この点は重視していただきたいと考えています。

○委員長

教育内容についてということになりますが、郷土の歴史や地域の課題、あるいは住民自治・民主主義、そういったことをしっかり教えていただきたいということでした。

○委員

障がい者への理解という点では甲賀市に特別支援学校がありません。湖南市では小学校と障がい児がふれあう機会が結構多いのですが、甲賀市は少ないので、障がいを理解するということで、障がい者に関する啓発活動も兼ねて理解していくような、そういうところも盛り込んでいただけたらと思っています。

○委員長

これは前段の人権のところと関わってくると思いますが、障がい児、障がい者について理解するような場がまだまだ足りないなので、そういった方への認識を深めていくような場がほしいということです。

○委員

教育には、知育・徳育・体育というのがあると聞いています。知識を詰め込むのも大事なことだと思いますし、テストでいい点数を取るのも非常に大事なことだと思うのですが、それが偏りますと、人間としての道徳とかそのへんがおろそかになってしまうということ、知識に偏らず、道徳的なことと、体を育てる体育、それをバランスよく教育していただきたいと思います。

教育者の方にぜひお願いしたいのは、教育にもいろいろな考え方があるということも聞いていますが、われわれが子どものとき、歴史の教育では自虐的なことを教えてもらいました。日本人は悪いことをしたということです。終戦直後でしたから、日教組の先生たちにそういう感じで教育されたと思います。しかし、決してそればかりではないので、やはり子どもたちが日本人として誇りをもって育っていくようにしていただきたい。日本の先人たちは悪かったと隣の国がいつていますけれど、同じように言わずに、自分たちの国の誇りの観点で子どもを育ててもらいたい。ぜひ教育者の方にそういう配慮をお願いしたいと思います。

○委員長

知育に偏らず、徳育や体育もバランスよくということ、それから教育内容については、あまり一方的に自分たちの先人のやったことを悪くいうのではなくて、そこもバランスをよく考えてしっかり教育をしてほしいと、こういうご意見でした。

○委員

委員さんがおっしゃったことに関連するかと思いますが、現状を申し上げますと、子どもたちは塾通いで忙しく、保護者の方も塾の送り迎えが大変だろうと思います。そういう状況が私どもの近所でもたくさん見られます。

例えば雲井小学校では春に稲の苗を植えて秋には収穫ということで、それに伴ういろいろな行事をされています。知育・徳育・体育というなかでは体験学習が重要なウエイトを占めてくると思います。現在、甲賀市内で体験学習をどんな形で実施されているのか、教育委員会の方も来てもらっていますので、わかる範囲で結構ですので教えていただきたいと思います。

○委員長

体験学習の機会や場をもっと拡充していくべきだという観点からのご質問です。

○委員

体験学習ですが、教育になるとかなり範囲が広いので、それぞれの分野で、学校も保育園もいろいろな体験学習をされていると思うのですが、学校でいいますと、中学生が職場体験ということで市内の各企業に行っていますし、これは教育委員会の

主催かどうかわかりませんが里山体験ということで、水口町の松尾の里に子どもたちが行って、そこで体験されるということも聞いています。

○委員長

現状でも体験学習をやっているところはやっているというお話でしたが、委員としてはそういうことも大事にしてほしいということですね。

○委員

そうです。甲賀市内で全域的にはされていないのでしょうか。

○委員長

おそらくそこまで今は把握ができていないということだと思いますので。

○委員

職場体験というのは小学校の場合も中学校の場合もあります。学校で稲を植えて収穫という形もあれば、そういう外での体験もあります。雲井小学校は、学校が田畑を持っているので、そこで指導していただいて収穫までされています。そういうところが他にもあるのでしょうか。甲賀市内全域的にそういう体験学習は子どもの教育のなかで重大なウエイトを占めていくと思いますので、実態がもう少しわかるようでしたらお願いしたいと思います。

○委員長

ここはあまり実態を把握する場ではなくて、むしろ条例に向けてということの場がありますので、おそらく今の委員のお話は、学校あるいは家庭だけに教育の責任を負わせるのではなくて、しっかり地域と連携して社会全体で子どもを育てていくといった趣旨がこの条例に盛り込めないだろうか、そういうご意見として承りました。

○委員

間もなく卒業式の季節になりますが、私は高校の役員をしまして今年も卒業式に参列するのですが、「君が代」をわれわれ大人たちは大きな声で歌うのですが、生徒は歌いません。

委員がおっしゃったようなほっこりとした教育がなぜできるかといったら日本という国がしっかりしているからできるのです。なぜこんな安穩とした生活ができるかという、国がしっかりしているからということ子どもに教育して、日本人としての誇りを持って、国歌をきちんと歌う、それは先生が率先してやらないとダメだと思います。ぜひ国歌を斉唱するようなことを、教育のほうで条例に入れてもらいたいと思います。

○委員

今の世の中を見ていると、卒業式では2つの組の生徒が卒業される一方で4月の入学式には1つの組しか入学がない現実があり、非常に少子化が進んでいるのを実感します。また、まちなかを歩いていますと、外国人の方が多数甲賀市に居住されていて、グローバル化という状況になっています。そのなかでも確かな基礎、基本になる教育は大事なことであって、やらねばならないことです。画一的な教育はそんな状況では難しくなっているのではないかと言われますが、しつけ教育というのは子どもの自立という面から非常に大事なことだと思います。しつけ教育となると親、家庭の比重が大きいと思いますが、社会のルールと規範意識をきちんと教育することは非常に大事だと思いますので、そういったことを掲げていきたいと思っています。

○委員長

しつけの重要性みたいなことも入れたらどうかということです。

○委員

社会のルールと規範意識といいましたが、人を思いやる心とかそういうことも含めて規範意識ということで、そういうものを入れていきたいと思っています。

○委員長

そういった規範意識が身に付きませんと、せっかくこうやって条例をつくっても条例を誰も尊重してもらえないということになって意味がなくなりますので、重要な視点だと思います。

○委員

先ほど委員が言われたところと重なるのですが、子どもたちを学校だけではなく地域で守っていききたい、教育していききたいということの一つとして、甲賀の地域のよさ、自然が豊かであるとか、モノづくりが盛んであるとか、そういうことを子どもたちにどんどん教えていきたいと思っています。

子どもとともに親も学ぶ時間が必要だと思いますので、子どもと一緒に親も学んでいこうという姿勢を入れていってほしいと思います。

○委員長

教育内容についてもいろいろとご意見をいただいておりますが、地域のよさということもしっかり教えて誇りを持ってもらうことが、地域、社会全体で子育てをしていくことにつながるだろうと、こういうご意見でした。

○委員

甲賀市内の各小学校はそれぞれ教育目標を掲げておられるのですが、私がこれから申しあげる3つの学校は、知識に偏重しない教育目標を掲げておられます。水口小学校は「自主精神に満ち、知徳体の調和のとれた児童の育成をめざす」。綾野小学校は「進んで学ぶ子 たくましい子 思いやりのある子の育成」。甲賀の大原小学校は「ふるさとを愛し、共に磨き合い、たくましく生きる子どもの育成」。非常にいい教育目標だと私は思います。こういった3つの学校の教育目標の内容を1つにしたような表現で挙げていただきたいと思います。

○委員長

なかなか全部を入れるのは難しいですけれども、今おっしゃっていただいたのは、知・徳・体のバランスのとれた、知育偏重にならないような教育を目指してほしいということに尽きるのだらうと思いますので、そのへんはしっかり考えていければと思います。

ほかに教育に関してはよろしいでしょうか。教育のところに関しては、子育てをしながら働きやすいという大人側の話と、それと関連して教育というのは学校だけ、あるいは家庭だけに任せるものではなくて、地域、社会全体でやっていくという、誰が教育を担うのかという担い手の問題がありました。それから実際にどういうことを教育していくのかというと、大きくいえばバランスのとれた教育内容ということに尽きるのかもしれませんが、そのなかで例えば自分たちの育ってきた社会のよさをしっかり教えて関心をもってもらうとか、住民自治・民主主義ということもきっちり教えていくとか、将来この地域を担っていく人材を育てていくという観点も必要だらうということですね。それから規範意識をしっかりと持ってもらう、条例ができたなら条例を守ってもらうとか、そういう意味でも担い手を育てていくということが大事だと、このようなご意見をいただいたところです。

それでは、⑩番の個人情報のところに入りたいと思います。個人情報については、まさに条例に盛り込みたいとか、考えていきたいこととしてDグループから挙げていますけれども、おそらくいろいろなところで議論があるのは、災害時に実際に救助をしようというときに、地域のなかでどこの方が災害弱者で困っておられるのかという情報を、それは個人情報だということで地域が共有できなかつたりする問題がよくいわれるところで、そんなことも関係するのかもしれませんが。どんなことを条例に盛り込めばいいのか、どういったことを書いていけばいいのか、ご意見があればうかがいたと思います。いかがでしょうか。特に改めて個人情報ということでは条例にこれだというご意見はないですか。

○委員

個人情報に関しては、国の法律や甲賀市の個人情報保護条例のなかで、国とか公共団体あるいは個人情報の取り扱い事業者に関する規制についてはある程度網羅され

ていて、このうえに何か盛るということはあまり考えにくいと思うのですが、やはり問題が残っているのは、先ほど委員長がおっしゃったように、私人間といいますか、規制にかからない分野の、これは人権問題にも関連する事項だと思うのですが、そういうところの個人情報の取り扱いです。地域ではいろいろな情報が、地縁社会のなかではお隣さんのことがわかっている情報がかなりありまして、うわさ話のような形で流してしまうということがあります。そういうものに対する警戒があるからこそ、災害弱者、要援護者に対するいろいろな問題についてもなかなかうまく進まないというところがあると思いますので、そのあたりはこの条例のなかで何か謳うことができばと思います。

○委員長

具体的にどういうふうに謳えばいいかというところがなかなか難しいのかと思うのですが、何かお知恵があればお聞かせください。またご意見があればうかがいたと思います。そこはいろいろな地域でみな悩ましい問題だと認識をされているところだと思います。地域での私人間の個人情報の扱いは、無責任にうわさ話みたいになって個人情報が流れても困るけれども、災害時などの災害弱者・要援護者の情報は共有したい、そのへんのジレンマがあるというお話がありました。

ほか個人情報について、特にご意見はありませんか。すでにさまざまな法令あるいは条例や規則等で個人情報については書かれていますので、これに加えてさらにというところはないですか。特に手も挙がらないようですので、次にいきます。

⑰番の国際について、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

○委員

甲賀市は4都市と姉妹縁組をしており、合併前の各町がそれぞれ姉妹縁組をしていたところをそのまま残し、新たに平成17年11月19日に締結をしています。それぞれに歴史があって、土山町ではミシガン州のトラバースシティ市に使節団を送っています。今までミシガン州の使節団は県の使節団で2年に1回行っているのですが、その一つとして甲賀町はマーシャル市へ行っておられます。

過去の歴史をみると、向こうへ行っている人はほとんどが大学生であり、働いている人にとっては2週間という時間はなかなかとれませんし、そのうち1週間はホームステイがあります。時間に余裕がある学生の方といった人だけの交流が続いていました。その後、実は関係が疎遠になってしまい、今から25、26年前に土山町も、トラバースシティ市との姉妹縁組はあってもなくても同じような、風前の灯だという話が現地から入ってきて、細い糸でつながっているだけだという話でした。これではいかんということで、当時、私はたまたま議員をさせてもらっていたので、一度トラバースシティ市に行ってこれを何とか掘り返してこないといけないということで、土山町で特別使節団をつくり、私は団長としてトラバースシティ市へ向かいました。

トラバースシティ市は日本の地方自治システムとは全然異なり、市長はいますが、日本のように選挙で決められるトップの市長ではなくて名誉市長です。議会の議長が市長を兼務し、市長は形だけで、実務は市役所職員が行うというシステムです。日本とは地方自治制度が全然違うなかで交流が続けられてきましたが、民レベルで交流をしなければ、官レベルの交流は難しいという実態があります。

そのときに、5月20日をトラバースシティ市では土山の日、こちらではトラバースの日にしてはどうかと提案をしました。5月20日というのは、土山町から初めて伺い、土山町とトラバースシティ市が姉妹縁組を締結した日です。もう一度原点に戻って交流をしていこうと考え、小・中学校では5月20日をトラバースデーとして学校給食にミシガンのチェリーを使ったり、この日は土山町役場と向こうの市役所に、土山町ではシティフラッグを、向こうは土山町の町旗を出すという形で、お互いに最初の原点に戻るといった話をさせていただきました。

そのなかで私が感じたことは、都市交流というと、行った人たちだけの交流に終わってしまい、広がりがないということです。その人たちはそれで満足されているわけではないのですけれど、それを生かす土壌が市の制度にありません。家族とかは話を聞きますけれど、一般の市民のなかでどう向こうの生活や文化を学んでいくかということがないので、行ってよかった、印象に残った程度なのです。そこは、世代間を超えた生活と文化の交流という部分もポイントとして、姉妹縁組から学んでいかなければいけないのではないかと思います。

私が25、26年前に訪問したときにホームステイしたのは、父親と息子2人だけの家庭で、私が1週間自炊をしていました。向こうでは台所の排水溝に水も卵の殻も野菜の残渣も全部一緒に捨てるのを見てびっくりしました。日本ではゴミを分別収集していますが、向こうはそういう下水道なのです。こんなことになっているんだという、生活と文化を学ぶということを市民のなかで、行ってきたこと、あるいは聞いたことをもっと広く学べるようなシステムを、国際交流協会がありますけれど、そういう形のなかで広げていただければありがたいと思います。

○委員長

国際交流、姉妹都市提携をしっかりと実のあるものに、実際に行った人だけではなくて、より多くの市民の方たちが国際的な視野を育んでいけるような、そんな仕掛けが必要なのではないかというご意見でした。

ほかご意見はございませんか。グローバルという言葉も出てまいりましたし、甲賀市には外国人の方がたくさんお住まいだと聞いていますので、国際ということであると、外との交流も、内なる国際化という話もあろうかと思いますけれども、皆さんでご意見があればおっしゃっていただければと思います。

○委員

甲賀市の国際化、あるいは国際交流については、この会議の事務局を務めています
コミュニティ推進室が担当しているのですが、私も前にいた関係で少し発言をさせて
いただきたいと思います。

ボーダレスの時代ですけれど、先ほども甲賀市には外国人の方がたくさん住んでお
られるという話が少し出ていましたが、今、2.7%ぐらいで、人数でいうと100
人のなかに2人もしくは3人という割合で甲賀市にお住まいという状況です。

実はこれはよく出てくる市民の位置づけと非常に関わりのある課題かと思ってい
まして、いろいろな国の方が日本に住んでおられて、甲賀市は南米の方が非常に多い
のですが、特にそれを進めたり規制したりという国の法律はあまりはっきりしたもの
がないのです。入国管理法とか昔からある法律はありますが、国籍法が改正されて日
系の人だったら入ってこられるということで、25年ぐらい前に法律が改正されてど
っと入ってこられたり、そういう大枠の法律は変わりましたが、なかでどうい
うふうに対応していくかという国の取り決めはなかなか決まっています。

滋賀県は外国人の方が非常に多くて、甲賀市と湖南市と長浜市は、そういった国の
施策を求める団体として外国人集住都市会議というのがあるのですが、そこに一緒
に入りながら国への働きかけとかいろいろな取り組みを進めているのですが、なか
なか大元での決まりがないので、甲賀市として国際化をどのようにしていくのか、外
国人の方々とどのようなおつきあいをしていくのかということところは一定なにか決め
たものが必要と考え、5年前に国際化推進計画をつくったのですが、これだけではな
かなか動かないというのも現実でございます。

そういった意味で、自治基本条例のなかでも外国の方々については、これは市民の
位置づけというところでまず議論されると思うのですが、そういったところをしっか
りとこのあとのワークショップなり部会のなかで議論いただけたらありがたいと思
っています。

今、日本の人口が非常に減少しています。このまま減っていくと日本の経済活動が
成り立たなくなるのではないかと十数年前からいわれていますが、そういったなかで
外国から来られる方を一つの労働力として、例えば移民法をつくっていかうとか、
そういった議論がひょっとしたら国のほうではあるのかもしれないし、私個人の考え
でいきますと、外国人登録がなくなって住基のなかに取り込んだのも、ひょっとし
たら今いったようなことの伏線なのかという気もしています。そういったなかで国際
化ということは大きな地域のテーマだと認識をしておりますので、今後の議論のなか
でいろいろご意見をいただけたらと思います。

○委員長

国のめざす方向が必ずしもはっきりしていないなかで、甲賀市として外国人住民の
方とどう向き合っていくかということも、この条例のなかで盛り込めることがあれば

盛り込んでいければというご意見でした。具体的にこういうふうに書きたいということがおありですか。

○委員

今は特にございません。

○委員長

論点としては大事ですねという指摘でした。

○委員

信楽では、平成16年に市町村合併をするまで、信楽町観光協会と韓国の利川（イチョン）市が陶磁器の関係で姉妹都市提携をしていました。2年に1回利川市へ行っていただいて、向こうでいろいろな歓迎を受けながら、また翌年は信楽に来ていただくという形で、隔年で交流をしていました。平成16年に合併して、改めて甲賀市と利川市が姉妹都市提携をされました。現在でもそんな形で交流を続けているところですが、それは国際交流協会に音頭を取っていただいたという形になっています。

聞くところによりますと、数年前に信楽へ利川市から来られたときに、予算がないから観光協会の会長さんが自腹を切って食事の接待をしたそうです。市と国際交流協会と地元の三者のコミュニケーションといいますか、予算的な面でそんな話を聞いていましたので、そのへんはもう少しスムーズにイケたらという思いがありますので、条例に盛り込むことができるのでしたらお願いしたいと思います。

○委員長

先ほど委員がおっしゃっていた姉妹都市との交流がもっと広がりのあるものになるようにというお話と今のお話は重なるのでしょうか。特定の人だけが自腹を切って辛い思いをしながら交流するというのは、あり方としてどうなのだろうかというご指摘だと思います。

○委員

地域コミュニティ推進室の方へ質問ですけれども、甲賀市にはたくさんの外国人の方が住まわれていますが、実際に住んでみてどういったことで困っているのか、いろいろな人と交流したいのにどういったことでできないのか、そういうアンケートとか調査をなさったことがあるのでしょうか。

○委員

お手元に「国際化推進計画」がありますが、これをつくる前の段階で、20ページにある国際化推進懇話会会議をもっていました。国際交流協会の方をはじめ、在住の

外国人の方も交えて、甲賀市の国際化をどういうふうに進めていこうかという話し合いをしたプロセスのなかで、無作為抽出で外国人の方に、住んでいてどうかというアンケートを取って、それも反映させていただきました。

多言語でこういうアンケートを取りますとご回答いただくのが難しくて、回収率がかなり低かったのも事実です。アンケート調査もしましたが、実際にお話をして、どのような課題があるかというのを聞きました。やはり言葉の問題や文化・習慣が多く、特にゴミ出しのルールとか、学校に子どもさんを通学させるときのマナーといますか、細かな話ですが、例えばブラジルの方は緑茶を飲まないのでもコーラを子どもに持たせると学校の先生にダメだといわれるとか、そういう身近な問題で戸惑っておられるという例もお聞きしました。

そういったことを踏まえて、日本語教室をいかに充実させていくかということで、現在は国際交流協会に委託して毎週金曜日と土曜日の夜に60人ぐらいの外国人の方に日本語を学んでいただいています。できるだけ日本語をマスターしていただきながら甲賀市に定着していただければと思っています。

また、日本人も単に言葉が通じないと決めつけずに、わかり合えるということで、できるだけ近づいていただきたいと思います。そのためには国際交流協会だけではなく、もう少し狭い範囲で自主的なグループをつくっていただいて、外国人の方と身近なところで地域の方が交流できるような場をつくらうということで進めてもらっています。

姉妹都市提携のことも少しふれていただきましたが、姉妹都市提携を結んで以降、中学生の交流事業を積極的に進めています。今までは甲南中学校と甲賀中学校だけしか行き来していなかったのですが、これを市内6中学校すべての生徒に機会を与えて毎年何らかの行き来ができるようにしています。もちろんミシガン州の3都市だけではなくて韓国の利川市も含めて事業を実施しています。

そうしたなかで広がりとしては、例えば行った中学生の数名がリーダーとなっただけ、国際交流協会が行う国際交流フェスタで実行委員長を務めて、自ら甲賀市内で国際化・多文化共生を進めようと積極的な取り組みをしていただいています。この姉妹都市交流事業が市民レベルの交流に広がっている証ではないかと思います。こういったことがこれからもっと広がっていけばと考えているところです。

○事務局

一点だけ補足させていただきますと、甲賀市のなかで外国人の占める人口と割合は約2,600人、2.8%ぐらいですが、外国人登録法が廃止されて住民基本台帳法にのりました。それで日本人と同じように住民登録で人数の管理をしていくことになっているのですが、外国人の方につきましては住民基本台帳法にのってくるときは必ず何らかの資格をお持ちです。というのは、日本にどれだけいてもいいよというような許可をもらっていらっしゃいます。その許可ですけれども、定住者あるいは永住者

の方が65%、約7割いらっしゃるので、3人の外国人のうち2人は日本に住み続ける、あるいは甲賀市に住み続けるという方です。

ですから、甲賀市のなかにおいても、どのようにして外国人の方と文化も違うなかで認め合いながら生活をしていくかというところを考えていかななくてはならないと思っていますので、またご意見をお聞かせいただけてまとめていただけたらと思っています。

○委員長

地域コミュニティ推進室から外国人のことにに関して補足的な説明をいただきましたが、どうでしょうか。皆様からご意見をいただければと思います。

○委員

国際化という言葉がありますが、私の個人的な考えでは、英語がしゃべれたり、外国の服装をしたり、外国の文化を知っているのが国際化ではないと思います。やはり自国に足をしっかり着けて自分の文化を持って、そして外国人と交流をして、外国人からいいことを学んで、外国人もわれわれのことを学んでもらう。それは双方に利益がある。そういうのが国際化であると思います。何も日本のことを知らず、日本の言葉も十分にしゃべれない者が英語をしゃべって、自分は国際的だというのは本来の姿ではないと思います。

本来は国際化というのは、どこに行っても私は日本人でこういうことだと、あなたはアメリカ人、あなたは中国人ですと、お互いに尊重し合って、みんなが共存していく。それが本来の国際化です。相手に合わせて自分がなくなってしまうというのは本来の国際化ではないと思っています。ですから外国に行ってそれで終わりではありません。そういうことを子どもに伝えていかないといけないと思います。

もう一つは、日本のなかにいる外国人の方ですけれども、皆さんが外国に行かれたらよくわかるのですが、例えばフランスに行ったらたくさんのアラブ人に会います。アラブ人はアラビア語をしゃべりますが、フランス人の前では絶対にフランス語しかしゃべりません。怒られるからです。それがいいのか悪いのかわかりませんが、昔から日本でも「郷に入っては郷に従え」という言葉があります。あまり排他的にするわけではないのですけれども、日本に入ってきたら日本の風習に慣れてもらわないといけない。今までと同じようなことを日本でしてもらうとちょっと具合が悪いことがある。そこはやはり守ってもらわないといけない。けじめはきちっとつけないといけないと思うのです。ここは日本ですから、日本に来たら日本のルールに従えよということです。外国人が来られたら、まずそのへんのことを初めに説明があってもいいかなと思います。

外国人が日本に来たらこんなことをするのだなと温かく見守って、排他しない。日本は働き手が減っているのです、外国人に助けてもらっているのです非常に大事な人たち

だと思えます。排他するわけではなくて、けじめをもって、日本の文化にちゃんと従ってくださいということです。電車に乗って大きな声でワーワーしゃべっている場合は静かにしなさいよとか、そんなこともいっていいかもしれません。排他するという意味ではなくて、仲良くするためには、日本人というのは誰でもフランスへ行ったりアメリカへ行ったら上手に向こうに合わせますから、外国人の方にとっては日本に合わせるのが本来の人間としての道理みたいなものかと思えますので、そのへんはみんなまで協議していきたいと思えます。

○委員長

先ほど教育のところで規範意識という話がありましたが、そういうルールを守っていただくということは条例できちっと書く必要があるだろうと思えますし、そもそも甲賀市としてのルールは、日本人であろうと外国人であろうとそういったことと関係なく甲賀市においてみんなが守らなくてはいけないルールとはいったい何なのかということも、まさに自治基本条例になってくる部分でもあろうと思えますので、ではどういうルールを守ってもらいたいのかということは今後しっかりここで検討していけばいいのだろうなというふうに、お話をうかがって思いました。

ほかに国際に関してはよろしいでしょうか。特にないようですので、これで⑰番まで終わりました。

このあとは「前文に」というところであります。前文というのは、具体的なルールとして、こうしなさいとか、こうしましょう、ということは書けない、あるいは書くのが適当ではないけれども、考え方としてはこの条例はこういう考え方のもとにつくっているのですよ、あるいはこういうことは理念として踏まえておきましょうと、そういった精神といいますか、やや抽象的な言葉でありますけれど、そういったことを書く部分が前文になります。

日本国民として、そして甲賀市民としての自覚と誇りを持つということは書いたほうがいいのではないかというご意見が既に挙っております。一般的にいうと、よその条例には土地柄みたいなことを書いてあることが多いです。以前この会議で挙げていたご意見でいうと、例えば甲賀郡には郡中惣（ぐんちゅうそう）という自治の歴史もあるわけだから、そういった先人の自治の歴史を踏まえたうえで、私たちもこの地域でしっかり自分たちで自分たちの地域を守っていこうみたいなことを書くというのものもあるかもしれません。

もう少しこういうことも甲賀市の条例として特徴を表すうえで前文に入れておきたいということがあれば、ご意見をうかがえればと思えますが、いかがでしょうか。

○委員

前々からお話をいただいているのですが、既存の各条例とこの条例の位置づけをどこでどう表すのかという部分だと思うのです。口頭でそれぞれご理解をいただくのか、

それとも条文のなかできちっと、甲賀市自治基本条例と他のそれぞれの条例との整合性という部分について、どういう位置づけでこの条例を設けようとしているかというところを書いておくのか、このへんもご協議をいただければと思います。今のこの時間ではないですけれども、位置づけるのがいいのか、あるいは位置づけなくて口頭で伝唱するのがいいのか、そこもご協議をいただければと思います。

○委員長

この条例と他の条例との整合性みたいなことをどう考えていくのかというお話でした。

条例だけではなくて、それこそ毎回会議の頭にみんなで唱和している市民憲章の理念を条例のなかに入れ込むのかどうかといったようなこともあるかもしれません。

○委員

自治基本条例を制定して実効あるものにするには、やはりその下に枝葉のいろいろな条例を制定していかなければならないと思います。そのときに既存のいろいろな条例を見直していくということが必要ではないかと思います。

○委員長

この条例ができたあとの話ですけれども、ほかの条例も見直しが必要になってくるだろうし、またこの条例だけでは書ききれないような個別具体的話についてはまた別の条例でさらに枝葉として書いていく必要があるだろうと、こういうお話でした。

○委員

前回、委員がおっしゃっていましたが、憲法があって法律があって条例という話になっていまして、条例の立ち位置というのはどの条例も基本的には同じレベルだろうということですが、それらの条例の基になるのがこの自治基本条例ではないかと思えますので、そのあたりを皆さん方と共有したうえでという形になるのではないかと、こんなふうに私は思います。

○委員長

今、委員もおっしゃったように、法学のうえではさまざまな条例のなかに上下の順位はないわけですが、それぞれが明後日の方向を向いたような条例で、相反するようなことが書いてあっていいかということ、そうはいきませんので、当然それぞれの条例の間で整合性がとれていないと甲賀市全体の市政運営に差し障りが出てくるでしょう。甲賀市として市政運営に差し障りが出ないようにそれぞれの条例の整合性をとろうとするときに、もしかするとこの自治基本条例が、そこと比べてどうかという判断基準の一つになっていくということはあるかもしれないと思います。そこをどういう

ふうな形で明記するのかわからないのか、どういうふうに位置づけを考えていけばいいのかということは今後の議論だろうということです。

○委員

ここに書いてある「日本国民として、そして甲賀市民として」というのは私の発言だと思うのですが、親があって、子があって、孫があって、そして家があって、地域があって、国があって、これは当たり前のことですが、このように平和で安定した安穏な生活をしていきますと、どちらが親か、どちらが子どもか、子どものほうが偉くなったりしてわからなくなってきました、いろいろなことがあるのですが、私が言いたいのは、こんな生活をさせてもらえるのは国がしっかりしているからで、こんなに地域が安定しているのは当たり前のことだけど、それを基本に考えてもらわないと、国と地域を同じレベルで語っていいかということ、それはとんでもないと私は思うのです。

国のなかに地域があって、地域のなかに家がある、それが本来の立ち位置だと思うのです。人権もあるし、地域もいたいことがあるでしょうがそのところを基本にしておかないといけません。そこを改めてこの前文のなかに書いておいてもらわないと、そういうことを知らない人で、理屈ばかりいう人が地球市民とかボーダレスとかいって、そんな時代は何百年か先の話で、そうなったらいちばんいいですけど、隣の国が攻めてきたり、例えば飛行機が落ちたら、ボートで救助してくれたり、遭難したら日本の自衛隊が助けてくれたりするわけです。外国では誰も助けてくれません。そのくらい日本に住んでいるということは国のなかにいるということが一つの安定している原点ですので、そこはやはり押さえてもらいたいと思います。

それと、立ち位置ということで、自治基本条例と他の条例の整合性というのはまたあとで討論をされるということですね。

○事務局

そうです。

○委員長

これで一通り意見を全部それぞれの問題群ごとに出していただいたという形になるわけですが、これまでたくさんご発言いただいている方もいらっしゃるのですが、なかにはあまりご発言をいただけない方もいらっしゃいますので、せっかくの機会でもありますし、個人的な見解をお聞かせいただけますでしょうか。なかなか恥ずかしくて手を挙げなかったけれど、こんなことも考えられるといいなみたいなことがあれば、前文のところだけでなく今までの全体を通じてでも結構ですし、何かございますか。

○委員

前文のところですが、今後、タウンミーティングや地域の説明会などで、今ここにいらっしゃる皆さん以外の方のご意見なども出てこようかと思えます。そのなかで、どこかで勝手に決められたものだという意識を持っていらっしゃる方がいるとすれば、それはとてもさみしくて悲しいことです。そういった自治基本条例であっては具合が悪いと思えますので、みんなで決めた条例であるとか、みんなのことを思いつくった条例であるということをごどこかに文章として表せば、とてもやさしい条例になるのではないかと思います。

○委員

前文のなかに、甲賀市民の皆さんによくわかっていただけて生かしていただくという面から考えますと、条例制定の目的とか、この条例が目指しているものをわかりやすく表現しておくということも大事だと思います。

○委員

地方分権改革の流れのなかには、地方が脆弱化していく一方で、国全体としても弱ってくるということで、地方を強くするという趣旨が改革の大きな考え方にあると思います。ですから、そういう流れに沿って自治基本条例をつかって住民の意識改革をし、地方を強くしていくということで、なにも国に対抗して何かをしようということでは全然ないと思えますので、ここのところはしっかり前文で謳うべきだと思います。

○委員長

甲賀市がまずしっかりしていることが、ひいては日本全体もよくなっていくことにつながるのだから、甲賀市がんばろうみたいなことがちょっと入っているといいということですね。

それでは、だいたい皆さんがおっしゃりたいことは言い尽くした、出尽くしたというところでよろしいですか。

— 同意 —

○委員長

そうしますと、これですべての問題群で意見が出尽くしました。これまでたくさんいろいろなご意見を出していただきました。なかには何度も何度も、いろいろな項目に関わるので繰り返しおっしゃっていただいていることもあります。それぞれの問題群の項目で書かれているのだけれども、例えば個人情報で今日出ました話は、実はそれは行政の内容に関わる部分であったり、あるいは市民が責務としてやっていかなくてはいけない部分もあります。そういった形で今まで、前文を含めると18の項目に分けて議論してきましたが、もう少しこれを整理しなおして、このあと大きく3つぐ

らの部会に分けて議論をしていければと思っています。

まだ全部をしっかりと見直しきれてないので、はっきりしたことは申しあげにくいのですが、まず一つは、この条例の位置づけ、あるいはほかの条例との整合性ということを考える。そして、そもそもこの条例は何を目指しているのか、目的は何なのかという、条例の理念みたいなところをしっかりと考えていくということが今後必要になってくるだろうと思います。

それから具体的な内容としては、それぞれの役割を考えないといけないのだろうと思っています。それぞれというのは「市民」ですね。市民と一言でいっていますけれど、いろいろな市民がいるわけです。今日お話を挙げていた、甲賀市民の2.7%を占める外国人の方はどういう役割を果たすのか、あるいはどういうことを義務として守っていてももらわなくてはいけないのかということがあるでしょう。あるいは事業者の話もありました。事業が忙しいときに従業員さんに学校行事で休まると困るとい話もありました。あるいは以前出た話としては、甲賀市に立地していただいた以上、おいそれと甲賀を捨ててよそへ逃げられてはいけない。ここに立地した以上、覚悟と責任をもってしっかり事業を継続して雇用を守ってほしいというお話も出ました。事業者としての市民の役割があらうかと思っています。もちろん昔からここに住んでいる住民の方々の責務もあるでしょうし、市民というだけではなくて市民の団体があります。皆さんのような活動をされている市民活動団体のような団体の役割もあると思います。そういった市民とか団体、あるいは行政について、市役所はこういうことをやってくれということや、市長はこういうことをちゃんとやってくれという話もあります。もしかすると議会ということも、あまり議論のなかでは出てきていませんが議会基本条例とは別に自治基本条例で定めたほうがいいのかも。そういったさまざまな主体の役割とか責務を考えていくというパーツもあらうかと思っています。

とはいいつつ、これは自治体の条例ですから、まず第一義的に市役所ということを考えていくと、今後の行政のあり方としてのルールもあるかもしれません。透明性とか、情報の共有とか、これまでの議論のなかでも市役所としてはこういうことをやってほしいという点です。こういうルールに基づいて説明責任を果たしてほしいとか、そんな話もありました。行政のルールということもあるかもしれません。もっと細かいことでいうと、今後この条例ができたあとのことも、どこかで書いておいたほうがいいのかも。できっぱなしではいけないわけですから、ちゃんとその条例を生かして今後、甲賀市民がみんなで進んでいけるかどうかという条例の検証、場合によっては見直し、そういうことも同時に進めていくということをあらかじめ考えておいたほうがいいのかも。ありません。

先ほど市民とか団体とか行政とかさまざまな主体について役割と責務という話をしましたが、少し特出し的にいうと、これは甲賀市の場合とはということになるかと思いますが、コミュニティに関して自治振興会についてはきちっと自治基本条例のな

かで改めてルールとして、自治振興会というのはどういうものかということ、まだまだ十分ご認識いただけてない市民の方もおられるようですので、書いておいたほうがいいのではないかとのご意見がだいぶありました。これはもしかすると特出しで自治振興会のことも考えておいたほうがいいのかもかもしれません。

今申しあげたような大きくくりにくつかのパーツが、これから集中的に考えていかななくてはならないような部分があるだろうと思います。おそらく責務とかを考えていくなかで、どういうふうに市民とか住民とかを切り分けていくと話がうまく噛み合うのかというなかで、自ずと市民の定義が出てくるだろうと思っています。外国人住民の方に求める役割と、事業者いわゆる企業市民に求める役割と、昔からこの土地に住んでいる人に求める役割と、あるいは市民でもまだ未成年の子どもたちに求める役割と、広くいえば全部市民だけれど全部一緒ではダメだと思うので、うまく場合分けをして議論ができるような定義が今後必要になってくるだろうと思っています。それから最高規範と書くかどうかは置いておいて、この条例はそもそも何だという理念のところではそれは議論していただくことになるかなと思っています。

ざっとこれまでのことを振り返りつつ、ある程度グループ分けして考えていかななくてはならないのはこのぐらいかと思っているわけですが、それだとこの部分の議論が抜けませんかとか、もう少しここは集中的にこういうことを議論してもらう必要があるのではないですか、ということはないですか。いきなりですからなかなか難しいですね。

そうしましたら、今ざっと大きくくりで5つぐらいのことをいいましたが、5つの部会だと多いので、もう少し整理して3つぐらいにして、今後皆さんで議論していただきたいと思うのですが、今いきなり、さあ分かれましょうといっても無理ですので、それは次回やりたいと思います。次回それをやるためには、今私が口頭で申しあげたことが資料で皆さんの手元にないと訳がわからないと思いますので、今後、事務局と相談させていただいて、こういう問題群を議論するグループ、こういうテーマを議論するグループ、こういう内容を議論するグループというふうにやりたいと思いますがどうですか、という原案を次回の会議までに皆さんにお配りをしたいと思います。

それに事前に目を通してきていただいて次回こちらの会議にお越しいただいて、そもそもグループ分けはおかしいのではないかとということがあれば少し議論していただいたうえで、次回グループ分けをして、いよいよ部会のなかで条例の、今度は相反する意見のまま放置しておくことができなくなりますから、皆さんで議論して意見を集約していくという作業が始まります。今後の作業のイメージとしてはそのようなことを考えております。ご質問はありますか。

○委員

それぞれの役割・責務のなかには、前から申しあげています協働とか、すみ分けというのでしょうか、そんなことも入ってくるわけですね。

○委員長

協働のルールはもしかすると別建てで考えたほうがいいのかもしいかなですね。それぞれ個々単体での役割や責務はありますけれど、それを超えて一緒にやるときにはこういう考え方をする必要があるのであるよねというのがありますから、行政のルールとは別に協働のルールみたいなことも必要かもしれません。

○委員

グループ分けはどのようにして分けられるつもりでしょうか。推薦とか、自分の希望とか、委員長の指名とか。

○委員長

できるだけ皆さんの希望を尊重して、自分は特にここの議論がしたいということであれば、そこに入っていただければと思います。ですから人数のばらつきは多少でも構いませんけれど、そんな形で考えていただけたらいいと思います。

口頭でいわれただけですぐにイメージは湧きにくいですね。今日はもう少し皆さんからたくさん意見が出るかなと思っていたので、最後にさらっとお話して、本格的には次回と思っていたのですが、時間が結構余りましたので、今後のこともあらかじめお伝えしておいたほうがいかなと思ってお話をしました。

基本ルールの協働とか人権尊重とか、そういった役所以外でもそれぞれ市民が、これは市民の責務に関わってくるかもしれませんけれど、基本ルールみたいなところは別建てで必要なのかもしれません。そこは今後事務局と相談させていただいて整理をしたうえで皆さんにお出ししたいと思っています。

○委員

次回、班に分かれたとして、Aさんの意見とBさんの意見が違うことがあって、AさんとBさんが同じ班に入っていれば相反する意見を交流できるのですが、AさんとBさんが違う班だと、関係ない人がそのAさんやBさんの意見をどうするのだということや、あるいはAさんがこちらで一方的にいうと、反対の意見はまた違う人がいるので交流できないとか、ここのまとめ方の手法の問題ですが、私たちは初めてなので、こういう意見の違いがあるなかで班が分かれて、意見の違う核心的な人がその場にはいないのに、それをまとめるという手法はどういう形が想定されるのでしょうか。

○委員長

今後の日程的なことを申しあげますと、次回、3月に今いったような形である程度グループを分けて部会を編成して議論を始めていただきます。今、委員がおっしゃるように、向こうの部会とこちらの部会で全然違う結論であったり、あるいはここでは

みんなでもとまったけれど向こうの部会にそれはおかしいじゃないかと強硬に反論される方がいて、あとでそこをどうするのだということが当然出てくるかもしれません。ある程度それぞれの部会で議論をしていただきながら、ではこの会議としてはやらないのかということ、そうはいかなくて、毎回会議の初めには前回こんなことをうちのグループでは議論しましたよということを共有していただきます。ここはおかしいのではないのかというのがあれば、そこで全体で意見交換をしていただいてから、また部会に持ち帰って検討するようにしたいと思います。最終的にはそれぞれの部会が出していただいたものを、単にそれをつぎはぎして条例案は当然できませんので、それぞれの部会が出していただいたものを、今度また全体で集まって頭から後ろまで通して見ていただいたときに、ここここは噛み合っていないのではないのかとか、相反する意見が入っているというところは、そこでまた議論して修正するということになっていきたいと思います。

○委員

そうすると、班に分かれたときの議事録はどういう形の議事録になるのでしょうか。今は議事録を会議の初めに点検しているのですが、もう一つ点検することができて、前の会議ではこういうことでしたということになってくると、本体がなかなか進まなくて、2時間のなかで時間配分が本当にいけるのかなと思います。前の会議の確認部分で盛り上がってしまい、今日の会議の時間が足りなくなってくると、前へ行っているのか、どこへ行っているのかということで、そこはどういうふうになるのでしょうか。

○委員長

そこは非常に悩ましいところもあるのです。今日はそうでもなかったのですが、これまででも会議録の振り返りだけで予想外に時間をとってしまったときもありました。そこは、そうになってしまうと肝心の本題の議論ができなくなりますので、細かい「てにをは」とか全体の流れで変わらないようなところの文言については、個別に事務局にいていただいて修正をして、全体で確認するということはやらなくてもいいと思っています。個々の部会の会議録については、事務局の職員の方にそれぞれの部会に張り付けていただいて、今の全体の会議録のようにほとんどしゃべったことをそのままみたいな形だとちょっとつらいかもしれませんが、要約筆記的な会議録をつくっていただいて、それぞれでどんな議論があったかは、自分が参加していないほかの部会についても把握できるような形の工夫はしていただきたいと思っています。事務局との打ち合わせが必ずしも十分ではないのに私が今いて、「あっ、そういうことなのか」と事務局はびっくりしているかもしれませんが、大丈夫ですか。

○事務局

了解しました。

○委員長

ほかにご質問はよろしいですか。

○委員

前文のなかに、これからの甲賀市の行政に市民が主体的に参画していくということ、あるいは協働で取り組んでいくということ、文章はどうなるかわかりませんが、そういったところを表現してほしいと思います。

○委員長

こうやって話をしていると思いだすことがありますね。市民の主体的な参加、これから協働で甲賀市をつくっていくのだということを前文のところにぜひ検討をというご意見でした。

○委員

誠に申しあげにくいことですが、事務局さんに一言お願いしたいと思います。「自治基本条例策定委員の皆様へ」というご案内の文書の後段のほうに、「会議録の誤字・脱字等ございましたら事前に事務局へお申し付けください」と書いてもらっています。私はこれが気になっていたので、資料を送ってきてもらってもぎりぎりなので目を通すページがあまりにも少ないということがありますので、できれば1日でも2日でももう少し早めに送っていただけたらなと思います。ご無理なお願いでございますけれど、よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長

事務局も鋭意努力をいただいているのだらうと思いますけれど、委員からエールをいただいたと、鋭意頑張っていたきたいということだらうと思いますので、よろしくお願ひします。

○事務局

了解しました。

○委員長

特にご質問もご意見もなければ、まだ状況がつかめないで次回の資料待ちという部分も皆さんのなかにおありかもしれませんが、そういうことにしていただいて、特に質問がなければ、いささか今日は早いですけれども、おそらくこれまで延長していた時間を積み重ねるとこれぐらい今日は早く終わってもいいのではないかと思います。

ということで、次第の3番は終りまして、次第の4番です。

■ 4 次回の内容について

○委員長

次回の会議は3月13日木曜日の14時から16時ということですが、場所が変わるということなので、事務局からお願いします。

○事務局

次の第10回の会議は、3月13日木曜日2時から4時ということですが、場所はレジュメでは甲賀市市民福祉活動センターと書いておりますけれど、碧水ホールで会議を行います。先ほど委員長がおっしゃったように、次回からは部会に分かれた形で作業をしていただくこととなりますので、碧水ホールの文化ホールでご協議をいただくことにしています。レジュメでは市民福祉活動センターになっていますが、碧水ホールということですのでよろしくお願いいたします。

○小林委員長

皆さん、手帳とかに書かれている方は書き直しておいてください。間違っって市民福祉活動センターに行くと思ってしまうので、碧水ホールと書き直していただければと思います。次回の内容については先ほどお話しましたので、場所は碧水ホールで3月13日、14時から16時ということです。

その他、特に何かこの際ということでご発言はありますか。事務局は何かありますか。今配っていただいたものの説明がありますね。

○事務局

今お渡ししましたカラー刷りの両面のものは、「甲賀市まちづくり交流会」のご案内です。テーマは「地域でつながる テーマでつながる みんなでつながる」となっています。皆さん方ご承知のとおり、区・自治会や自治振興会など地域でいろいろな活動をいただいている「地域型活動」、また子育てとか環境とか福祉関係のテーマで活動しておられるNPOなどの「テーマ型活動」、そういった活動しておられる方々で甲賀市はまちづくりを盛り上げていただいておりますが、多くの方が集まってつながっていただこうというような機会を考えました。

甲賀市は今年度から人材活性化事業というもので、地域のさまざまな方々が育成というところがあるのですが、人材が育てられて、いろいろなまちづくりを起こしていただく、そのためにさまざまな取り組みをやっているわけですが、今年度の集大成として、3月8日土曜日に甲南町の忍の里プララでこのまちづくり交流会を開きます。

今、人材活性化事業の受講生の方で、「わいわい甲賀楽交講座」ということで、本当に楽しく盛り上がりつつ取り組んでいただいている方がおられるのですが、その方々

にもこのイベントにご協力いただいて、本当にみんなでこういうイベントを盛り上げていこうということで取り組んでいただいています。

詳しい内容は、右側下のほうに黄色く枠で囲んであるところ、「まちづくりの達人に聞く！」ということで、外の風を入れようと、例えば地域コミュニティ関係であれば東近江市の蒲生地区まちづくり協議会の方、もしくは長浜市の田根地区・地域づくり協議会の方から事例発表。里山活用であれば、湖南市のこなんの森・薪割りくらぶという、里山活用をやっておられるところ。また東近江市で福祉とか環境とかさまざまな市民活動団体がつながる地域交流の場を築いていただいている方の事例発表。こういったさまざまな達人の話を聞いて、分科会というのも設定させていただきました。この分科会に入ってまた詳しくその話を聞いていただいたり、そこに集っていただいた方同士がつながっていただくという、そういうイベントを計画しています。

午前から午後にかけてということで非常に長いプログラムですが、午前中は主に人材活性化事業まちづくり J U K U の活動の発表とか説明、午後はまちづくりの達人から話を聞いて分科会に分かれて、そこで話をより深めてもらってつながっていただく。このような内容ですので、皆様ぜひともお越しいただきたいと思います。以上、説明とさせていただきます。

○委員長

これは申し込みとかは不要ですか。

○事務局

自由にご参加ください。

○委員長

では皆さん、3月8日ご都合がつく方は行っていただいてもいいのかなと思います。ほかに、この際だから発言したいという方はございますか。よろしいですか。それでは最後に、恒例によりまして副委員長から締めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

■ 5 閉 会

○副委員長

皆様お疲れ様でございました。ちょうど今日まで9回を数えますが、相当緻密なウォーミングアップをしていただいたと思います。いよいよ10回目から、それぞれの個性を生かした活発な議論のなかでまとめていく作業が始まるのかなと思っています。

実は、今後の議論の集約の部分ですけれど、私が思っているのは、甲賀市の自治基本条例が、今あるすべての条例に対してそのあるべき姿を問う形となるのがこの条例

の本旨ではないのかという思いをしております。次回、3月13日以降の分科会という各班に分かれて協議をいただく場で、一つ目標がないと目的が達成しなかったりするものです。ですから、到達地点はどこかという、ここの部分を極めながらその道を歩むという作業、これが3月13日以降の新しい道のりではないかと思えます。

年度末になってきまして、それぞれ皆さんお忙しい立場のなかでご出席をいただいております。限られた時間のなかで集約していく作業でございますので、より一層のご協力をお願い申しあげまして、甚だ簡単でございますが、本日の会議の終わりの言葉に代えさせていただきます。本日はどうもご苦労様でございました。